

東 弁 往 来

第53回 法テラス茨城法律事務所



茨城県弁護士会会員
遠藤 彰子 (66期)

平成25年12月に弁護士登録。東京弁護士会に入会。
平成27年1月に茨城県弁護士会に登録換えをし、現在に至る。

● 法テラス茨城法律事務所
(茨城県水戸市)

1. はじめに

66期の遠藤彰子と申します。平成26年1月より1年間、秋葉原にあるミモザの森法律事務所で養成を受けた後、平成27年1月より、茨城県水戸市にある法テラス茨城法律事務所へ赴任しました。

養成期間中は、右も左も分からない私に、指導担当の方を始め、諸先輩方から温かくご指導いただき、貴重な経験もさせていただきました。

また、東京弁護士会は、新規登録弁護士のクラス別研修を始め、研修制度が大変充実していたので、経験豊富な弁護士の方々の事件処理を学んだり、最先端の法的問題を知ることができ、弁護士としての基盤を作るのに大変有意義な1年間でした。

2. 茨城県及び水戸市の特色

私はもともと茨城県出身で、司法修習も水戸だったため、茨城県はとても馴染みのある場所です。

県内の観光地としては、日本三名園の一つである偕楽園の梅、ひたち海浜公園のネモフィラの青い絨毯、四季折々で異なった趣を見せる袋田の滝などがあります。

水戸市は、茨城県の中央部に位置し、人口約27万人で県内最大の都市であり、弁護士も多数在籍しています。

県内には、当事務所の他にも牛久と下妻に法テラスの法律事務所があります。県北・県央エリアを水戸、鹿行（南東部）エリアを水戸と牛久、県南エリアを牛久、県西エリアを下妻が主に担当し、法的サービスを提供しています。

3. 県内における法テラスの特色

(1) 事件の特色

当事務所はスタッフ弁護士3名が所属しており、いわゆる本庁型の事務所として債務整理事件を多く取り扱っています。費用対効果の低い複雑案件や対応困難者の案件など、一般の弁護士に依頼しにくい案件に対応する補完的役割を求められる場合もあります。

茨城県の大部分は、平成23年の東日本大震災の際に災害救助法が適用された区域に該当するので、法テラスの震災法律援助を利用することができます（但し平成30年3月31日まで）。震災時に県内の所定の区域に居住していれば、資力要件は関係なく無料で法律相談を受けることができる制度なので、法律相談の件数も相当数あります。

老人ホームや病院、刑務所等からの出張相談の依頼も少なくありません。そのため、自動車は仕事をすす上で必需品となります。

相談者の中には、女性弁護士を希望される場合も



冬の袋田の滝

少なくとも、私個人としては、離婚やDV案件を比較的多く取り扱っています。

また、相談者や依頼者の中には、障がいや何らかの生きにくさを持っている方もいらっしゃるのですが、コミュニケーションの取り方で苦慮する場面もありますが、福祉機関の方々にご協力いただきながら対応しています。

(2) 県内におけるスタッフ弁護士の活動

歴代のスタッフ弁護士の先輩方が、福祉機関との連携の礎を築いて下さったこともあり、福祉機関の方々と関わる機会が多くあります。

茨城では、県内の各関係機関に呼びかけをして、毎年秋頃に法テラスの地方協議会を開催しています。また、そのミニ版として、各エリアで連絡協議会を開催しています。いずれもスタッフ弁護士が主導となり、テーマの選定や発表、意見交換を行っています。

関係機関からの講演の依頼が多く、職員や一般市民向けに成年後見や遺言・相続等をテーマとした講演を定期的に行っております。特定の自治体の法人後見等の設置・運営委員会に委員として任命される等、法律専門家としての知識と経験を求められる場面も多くあります。

スタッフ弁護士は、法テラスの広告塔としての役割もあり、業務説明や民事法律扶助制度の利用法等の広報活動も多く行っています。

最近始めた取り組みとしては、県内の基幹精神科病院と各自治体の福祉機関が開催しているケース会議に毎月1回程度参加しています。病院から退院し、地域に復帰する対象者の方を支援するために、医師、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、ケアマネジャー等の方々が意見交換を行う中で、対象者の抱えている問題を法的観点から整理し、アドバイスをします。医療、福祉、法律という各分野から対象者を支援することによって、相当程度の問題を解決できるので、非常に魅力的かつ有効なアプローチだと思います。

県内の全ての福祉機関と密に繋がっているとまではいえませんが、現場の対応をする職員の方々が、顔の見える関係の中で気軽に相談できる法律専門家としてスタッフ弁護士の存在意義があると思います。

私が扱う案件の中でも、福祉機関の協力が不可欠な案件は少なくありません。弁護士は法的問題解決のスペシャリストですが、問題の元凶を取り除くという「点」での解決しかできない場合もあり、その後の支援といった「線」での解決を目指すには、福祉機関の



借楽園の梅

協力が必須となります。スタッフ弁護士が扱う案件は、そういった案件が比較的多い傾向にあります。

例えば、自己破産をして免責許可決定が出れば一件落着という訳ではなく、依頼者が今後借金をせずとも生活できるように、生活の見直しを図ったり、障害年金や生活保護等の受給に繋げるようにしており、その際には、福祉機関の方々にご協力をお願いしています。

4. その他の活動

茨城のスタッフ弁護士は熱心に会務活動をされる方が多いので、私も委員会を複数掛け持ちし、微力ながらも積極的に参加しています。その活動の中で、小学校でのいじめ防止授業、被災者や外国人の法律相談等も経験させていただきました。

また、今年は関東十県会夏期研究会で茨城が担当となっているので、出版本の執筆作業にも関わらせていただきました。

その他にも、東日本大震災の原発ADRの集団申立の弁護団の一員として参加できたことは、大変貴重な経験となりました。

5. 終わりに

赴任前は、本当にやっていけるのだろうかという不安はありましたが、養成事務所での経験や東京弁護士会の充実した研修のおかげで、日々壁にぶつかりながらも何とかやっています。

同僚に恵まれ、茨城県弁護士会の方にも温かく接していただいたので、私にとっては大変貴重な経験になりました。

弁護士として4年目を迎えていますが、養成期間や赴任期間を通して経験したことの一つ一つが意味のあるものだと思っています。その中には、スタッフ弁護士だからこそ経験できたものも多々あります。この経験を活かし、これからも弁護士として日々研鑽していきたいと思っています。